

4月1日より「長寿医療制度(後期高齢者医療制度)」が始まり、
4月15日より年金からの保険料徴収も開始されました。
保険料のお支払いなどについて、皆さんの疑問にお答えします。

高齢者の生活を支える医療を目指して 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が始まりました

Q 家族の被用者保険の被扶養者で、保険料を負担していなかったけど、これからは保険料を払わなければならないの？

A これまで保険料の負担がなかった被用者保険の被扶養者の方についても、保険料をご負担いただくこととなりますが、急に負担が増えることのないように、平成20年4月から9月までは保険料の負担がなく、10月に支払われる年金からお支払いいただくこととなります。(平成20年10月から平成21年3月までは、本来の保険料の1割を、平成21年4月から平成22年3月までは、本来の保険料の5割を、平成22年4月からは本来の保険料をご負担いただきます)

わかりにくい用語の解説

被用者保険

雇用されている方を対象とした健康保険などのこと

被扶養者

扶養されている方

被保険者

保険事故が発生したときに保険金の支払いを受ける方

Q 年金から保険料が徴収されなかったけれど？

A 年金額が年額18万円以下か、それ以上でも、介護保険料と長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方は、年金から保険料をお支払いいただきず、平成20年7月からお送りします納付書などにより、金融機関などの窓口でお支払いいただきます。
また、被用者保険の被保険者であった方は、原則、平成20年7月から納付書などにより、金融機関などの窓口でお支払いいただき、平成20年10月からは年金から保険料をお支払いいただきます。ご家族の被用者保険の被扶養者であった方は、平成20年4月から9月までは保険料の負担がなく、10月に支払われる年金からお支払いいただくこととなります。

Q 年間の保険料は、4月から支払う場合と、10月から支払う場合に有利、不利があるの？

A 同じ所得の方であれば、原則として同じ保険料となり、保険料の額に有利、不利はありません。

Q なぜ年金から保険料を支払わなければならないの？

A 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、高齢者の皆様に、個別に金融機関などの窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするため、また、保険料の徴収に余分な費用をかけないため、年金より保険料をお支払いいただくことになっています。

